

全国健康保険協会船員保険協議会（第42回）

日 時：平成31年1月23日（水）15：55～17：26

場 所：都道府県会館 4階 402号室

出席者：岩村委員長、遠藤委員、江口委員、門野委員、立川委員、田中委員、中出委員、
長岡委員、平岡委員（五十音順）

議 題：

1. 2019年度（平成31年度）の保険料率について
2. 2019年度（平成31年度）事業計画（案）について
3. 今後の保険料負担軽減措置について
4. その他

岩村委員長：

それでは、定刻より若干早いのですが、冒頭からご出席予定の方がおそろいということもありますので、ただいまから第42回船員保険協議会を開催させていただきたいと思えます。

本日の出席状況でございますけれども、菊池委員、渡邊委員、内藤委員からご欠席ということでご連絡を頂戴しております。

次に、協会の役員に異動があったという報告をいただいておりますので、事務局からご紹介をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

前島船員保険部次長：

協会の役員の交代についてご紹介をいたします。1月1日付で船員保険担当理事に就任をいたしました井原でございます。

井原理事：

井原でございます。本日のご審議よろしく願いいたします。

岩村委員長：

ありがとうございました。

それでは、カメラはここまでということでお願いをしたいと思います。

では、早速議事に入りたく存じます。

お手元の議事次第をご覧くださいと思います。議題1は2019年度の保険料率についてでございます。まず事務局から説明をいただきたいと思います。どうぞよろしく願い

いたします。

議題 1. 2019年度（平成31年度）の保険料率について

前島船員保険部次長：

それでは、2019年度の船員保険の保険料率につきまして資料 1 - 1、資料 1 - 2 を使用してご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料 1 - 1 をご覧いただければと存じます。

2019年度の船員保険の保険料率につきましては、昨年11月に開催をいたしました第41回船員保険協議会におきまして、その方向性についてお諮りをいたしまして、疾病保険料率、災害保健福祉保険料率、被保険者負担軽減控除率のいずれにつきましても現行の料率を据え置くことのご意見をいただいたところでございます。その後示されました政府予算案等も踏まえまして、今回改めて2019年度の船員保険の保険料率案を作成いたしております。

右側が2019年度の保険料率でございます。一般保険料率につきましては2018年度と同じく、疾病保険料率は被保険者負担分が負担率が4.55%、控除率が0.50%、それから、船舶所有者負担率が5.05%の合計10.10%でございます。それから、災害保健福祉保険料率は1.05%でございます、合計が11.15%ということでございます。なお、疾病保険料率の被保険者負担率と船舶所有者負担率を合計いたしました9.60%の内訳となります特定保険料率、基本保険料率でございますけれども、表の下に※印でお示しをしておりますとおり、前期高齢者納付金ですとか後期高齢者支援金に充てる特定保険料率につきましては2.76%になりまして、9.60%から、この特定保険料率を差し引きました6.84%が基本保険料率という内訳となっております。

また、疾病任意継続被保険者、独立行政法人等被保険者、後期高齢者医療被保険者の保険料率につきましても、2018年度と同じく、疾病任意継続被保険者が9.93%、独立行政法人等被保険者が0.33%、後期高齢者医療被保険者が0.88%でございます。

次に、2. 介護保険料率でございます。介護保険料率につきましては、介護納付金の額及び船員保険に加入している介護第2号被保険者の総報酬額によりまして機械的に算出をすることになっておりますけれども、2019年度につきましては2018年度と同率の1.61%というご提案でございます。

この保険料率に基づきました各部門の収支見込みが資料 1 - 2 でございます。

資料 1 - 2 をご覧いただければと存じます。

各部門の収支見込みにつきましては前回の協議会でもお示しをさせていただきましたが、収支見込みのもととなります数値につきまして直近の実績値に変更したり、後期高齢者支援金等の国から示される数値につきましては概算要求ベースから政府予算案ベースに置きかえまして収支の見直しを行ったものでございます。

まず、1 ページ目が疾病保険分でございます。備考欄に基礎計数等をお示ししておりますけれども、被保険者数につきましては対前年度比0.1%増の5万7,302人、加入者数につきましては対前年度比マイナス1.3%の11万8,430人、平均標準報酬月額につきましては、対前年度1.1%増の42万6,366円、加入者1人当たりの医療給付費につきましては、対前年度比2.6%増の14万7,108円を見込んでおるところでございます。

これらの基礎係数に基づきまして、2019年度の収支見込みを組み立ていたしまして、2019年度の欄をご覧いただければと存じますが、収入合計約360億円に對しまして支出が約312億円となっております、単年度の収支差は48億円の黒字と見込んでおるところでございます。その内訳でございますけれども、船員保険は2018年度の上期の賃金の伸びが若干鈍化をしております、昨年の11月時点の見込みと比較いたしますと、平均標準報酬月額は約1,000円程度減少する見込みとなっております、その結果、保険料収入は約2億円ほど減少をいたしております。

また、保険給付費につきましては、船員保険の場合、2018年度の上期の加入者1人当たりの医療給付費が対前年度マイナスで推移をしております、昨年11月時点の見込みと比較いたします、この1人当たり医療給付費が3,600円ほど減少している見込みとなっております。その結果、保険給付費自体が11月の見込みと比べますと約5億円程度減少をいたしております。

そのほか、前期高齢者納付金につきましては、11月の見込みと比べて1億円程度の増加、後期高齢者支援金につきましては1億円程度減少ということで、昨年の11月時点では45億円の黒字と見込んでおりました単年度収支差につきましては若干改善をいたしまして、48億円の黒字となっております。これにより、2019年度末時点の準備金の残高につきましては約355億円と見込んでおるところでございます。

次に、2 ページをご覧ください。

2 ページ目は災害保健福祉保険分の収支見込みでございます。こちらにつきましては、2019年度の単年度収支といたしまして約6億円の赤字と見込んでおるところでございますけれども、こちらにつきましては準備金を取り崩して対応することによりまして、準備金の残高は約170億円程度を見込んでおるところでございます。こちらの災害保健福祉保険分につきましては、11月の時点では約4億円の赤字ということで見込んでおりましたけれども、その後におきまして見直しをした結果、2億円程度収支が悪化をしている状況でございますけれども、その主な要因といたしましては、一般管理費が増加をしておるといったところがございますけれども、全国健康保険協会のシステムの機器の更改を来年度行わなければならないといったことで、この一般管理費が増加をしたことが要因になっているといったところがございます。

なお、予算の詳細につきましては、次回、3月の協議会でお諮りをさせていただきたいと思っております。

それから、3 ページでございます。3 ページが介護保険分についてでございます。介護

保険料率につきましては、介護納付金の額を介護保険の第2号被保険者の報酬総額で除して機械的に算出をするということで出しております。中ほどに2019年度介護保険料率（案）の内訳ということでお示しをしておりますけれども、この介護納付金の額を総報酬額で除して得た率が1.626%となっているところでございますけれども、2018年度末の準備金の残高見込みですとか、過年度の保険料収入が見込まれておりまして、その関係ですとか、国庫補助金を来年度も見込んでおりまして、それらによる影響で0.022%を減じた結果、2019年度の介護の保険料率につきましては1.61%ということで算出をしております。

なお、収支見込みでございますけれども、収入約30億円に対しまして支出も約30億円ということでございまして、単年度収支では約1,600万円の黒字となっております。2018年度の不足分を相殺いたしまして、残りは1,200万円程度ということで見込んでおります。

説明については以上でございます。

岩村委員長：

ありがとうございました。

2019年度の保険料率の方向性につきましては、前回の船員保険協議会でご確認をいただいたところでございます。そして、事務局からのただいまのご提案は、これに沿ったものになっていると存じますけれども、何かご意見、ご質問がありましたらお願いをしたいと思います。

よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは、2019年度の保険料率につきましては、事務局からの提案のとおり、本協議会としては了承することにしたいと存じますけれども、それでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

岩村委員長：

ありがとうございました。

それでは、事務局から今後の手続についての説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

前島船員保険部次長：

ありがとうございました。

本日お諮りをいたしました2019年度の保険料率案につきましては、1月31日に予定をしております運営委員会の議を経まして、厚生労働大臣に対しまして認可申請を行うことと

なります。また、特定保険料率、基本保険料率の変更に伴いまして協会の定款の変更が必要になってくるといったことをございます。

岩村委員長：

ありがとうございました。

それでは、次の議題に入りたいと思います。2は2019年度事業計画（案）についてとなっておりますので、まず事務局から説明をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議題2．2019年度（平成31年度）事業計画（案）について

前島船員保険部次長：

それでは、2019年度事業計画（案）についてご説明をさせていただきます。

資料2をご覧くださいいただければと存じます。

この資料につきましては、今年度の事業計画から、変更点がわかりやすいようにということで、対照表でお示しをさせていただいております。左側が2019年度、右側が2018年度の事業計画でございます。主な変更点についてご説明をさせていただければと思います。

まず、1ページ、2ページは船員保険運営の基本方針というところをございまして、年度の変更をまず行っております。

お開きいただきまして、2ページでございますけれども、(3)のところ、協会全体としてのところですが、内部統制の強化とシステム運営の強化を行うということで追加をさせていただきます。詳細につきましては、後ほど個別の項目のところでご説明をさせていただければと思っております。

それから、主な重点施策につきましては、まず基盤的保険者機能についてでございます。

4ページをご覧くださいいただければと思います。

②の効果的なレセプト点検の推進についてでございます。これまで船員保険のレセプト点検につきましては、協会けんぽの東京支部で実施をしてきたところでございますけれども、内容点検を外部委託化しまして、こういったことを踏まえて、さらに効率的に点検業務を進めていくという観点から、本年1月から船員保険部においてレセプト点検を実施することにいたしました。それに関連しまして、この修正をさせていただいているところでございます。

それから、次に、5ページでございます。新規項目を追加してございまして、あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進という項目を追加してございます。こちらは本年1月から、これらの療養費につきましては、船員保険におきまして受領委任制度を導入したことに伴いまして項目を追加したところでございます。この受領委任制度の詳細につきましては、後ほど報告事項で資料4-1を御用意しておりますので、またそちらで詳

しくご説明をさせていただければと存じます。

次に、8ページをお開きいただけますでしょうか。真ん中あたりの被扶養者資格の再確認についてでございます。こちらにつきましては、高齢者医療に係る拠出金の算定につきまして総報酬割がどんどん導入をされておりまして、この確認業務における拠出金の影響が小さくなったことを踏まえまして文言の修正を行ったところでございます。

次に、9ページでございます。⑩に新規項目を追加してございまして、的確な財政運営でございます。この的確な財政運営につきましては、これまでも的確に財政運営を実施してきたところでございますけれども、事業計画に明文化する必要があるのではないかとといった観点から、項目を新たに追加させていただいております。

次に、10ページをご覧ください。ここからが戦略的保険者機能についてでございます。

まず、①のデータ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施の項目でございます。この両計画につきましては、今年度から新たな計画を作成して実施しているところでございますけれども、来年度はその2年目として運用していくところでございます。その関連で、1つ目のポツにつきましては、文言の修正をさせていただいたところでございます。

次に、i) 特定健康診査等の推進についてでございます。今年度から生活習慣病予防健診につきまして無料で受けられる事業を実施しているところでございますけれども、来年度も引き続き、この無料で受けていただく事業を実施することとしております。健診受診率の向上のために、なかなか健診受診率が伸びないといったところの課題といたしまして、健診受診機関が少ないといった課題があるところでございます。来年度は改めて健診実施機関を拡充することを事業計画に盛り込ませていただいているところでございます。

次に、11ページをごらんください。1つ目のポツですけれども、今年度から前立腺がんにつきまして、船員保険ではオプション検査項目として追加したところでございますけれども、来年度についても引き続きオプション検査として実施をするといったところで、文言修正をいたしております。

下のKPIにつきましてはですけれども、それぞれ第3期の特定健康診査等実施計画の目標数値に変更をさせていただいたところでございます。被保険者の生活習慣病予防健診の受診率につきましては42%以上、船員手帳健康証明書のデータ取得率は29%以上、被扶養者の特定健診受診率については23%以上ということで目標を設定しております。

おめくりいただきまして、12ページでございます。ii) の特定保健指導の実施率の向上についてでございます。特定保健指導につきましては、今年度から初回面談を分割して実施ができる、こういうふうな運用が見直されたところでございます。健診実施機関におきまして初回面談を実施していただくことを重点的にやっているところでございます。来年度も引き続き、そういった運用を強化していくという観点から、この健診、保健指導を

一貫して行うことができるようというふうに、文言の修正をさせていただいております。

K P Iにつきましては、健診と同様でございますけれども、第3期特定健康診査等実施計画の目標値に変更をさせていただいたところでございます。被保険者の特定保健指導実施率は20%以上、被扶養者の特定保健指導実施率につきましては14%以上ということで目標を設定しております。

次に、iii)でございますけれども、船舶所有者と協働した加入者の健康づくり、いわゆるコラボヘルスについてでございます。今年度につきましてはデータ分析ですとか、船舶所有者からヒアリングを実施いたしまして、このコラボヘルスの具体的な内容について検討しているところでございます。年度中にはパイロット的に幾つかの船舶所有者の方に対して実施をしたいと考えております。来年度につきましては、この事業を本格実施したいということで文言の修正をさせていただいたところでございます。

次に、13ページでございます。加入者の健康増進等を図るための取組の推進の項目でございます。

まず、1つ目のポツでございますけれども、船員保険では毎年度、健診結果に基づきましてオーダーメイドの情報提供冊子を加入者の方にお送りしているという事業を行っております。今年度につきましては、健診を受けていただいた方のうちリスクのある方について、このオーダーメイドの情報提供冊子をお送りさせていただいたところでございますけれども、来年度につきましては、健診を受けていただいた方皆さんに、この情報提供冊子をお送りさせていただきたいということで文言の修正をさせていただいております。

次に、2つ目のポツでございます。喫煙者に対する対策についてでございます。今年度につきましては、パイロット的にオンライン禁煙プログラムを実施しているところでございます。スマートフォン等を利用いたしましてテレビ電話による面談ですとか、専用アプリを活用いたしました6カ月間のプログラムを実施しているところでございます。現在18名の方に受けていただいて、継続中ということを知っております。今年度の実施状況につきましては、また次回、3月に詳しくご報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、来年度はこれを本格実施していきたいということで文言の修正をさせていただいております。

次に、14ページをごらんください。新規項目を追加いたしております。来年度は健康づくりに関する意識調査を実施させていただきたいということで、追加をさせていただきました。第2期データヘルス計画につきましては、6カ年の長い計画ということでありまして、前半に、2018年から2020年までの3カ年の実施状況を勘案して後期の計画を見直すといったことで進めているところでございますけれども、この見直しに当たって意識調査をさせていただいて、この結果を後期の計画に反映させていただきたいといったところで追加をさせていただいております。

次に、情報提供、広報の充実でございますけれども、15ページでございます。今年度は高齢者に係る自己負担限度額の見直しについて周知を行ったところでございますけれども

も、これはもう制度化して終了いたしましたので、削除をさせていただいております。

次に、③のジェネリック医薬品の使用促進についてでございます。船員保険につきましては年2回、加入者の方にジェネリック軽減額通知をお送りさせていただいております。これまでにはなるべく通知対象者の拡大を図ってきたところでございます。費用対効果も考えますと、これ以上の拡大はちょっともう無理かなというところもございまして、来年度は今年度と同様の方を対象に通知を送付することということで、文言の修正をさせていただいております。

K P Iにつきましては、※印で記載をさせていただいておりますけれども、これまでは調剤レセプトのみの使用割合ということで目標値を設定していたところでございますけれども、来年度からは全てのレセプトを対象に使用割合を目標とするということで変更させていただいております。

16ページをご覧ください。ここからが組織・運営体制の強化という項目でございます。これらの項目につきまして、健康保険と共通の事項ということで記載をしておるところでございまして、主な変更点ということで17ページに新たな項目を追加してございます。内部統制の強化に向けた取組でございます。

基盤的な保険者機能である現金給付などの審査業務だけではなくて、戦略的保険者機能の業務も展開をしていくなど、協会の業務内容が多様化をしてきているといったことございまして、改めて権限体制の整備などによりまして、効率的な業務運営を行えるような仕組みを構築していくために検討開始をするということで、項目を追加させていただいたところでございます。

それから、18ページでございます。⑦でシステム関連の取組ということで項目を追加させていただいております。協会業務におきましてもシステムの占める割合が高くなってきている状況もございまして、改めて項目を追加したところでございますけれども、来年度はオンライン資格確認をはじめ、制度改正に対応するためのシステム開発を適切に実施するという追加をさせていただいております。

19ページ以降につきましてはK P Iの一覧でございまして、目標値ですとか実績の数値の変更を行ったところでございます。

説明は以上でございます。

岩村委員長：

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました2019年度の事業計画（案）につきまして、ご質問あるいはご意見がありましたらお出しいただきたいと思います。

では、遠藤委員どうぞ。

遠藤委員：

質問が2点ございます。資料2の5ページなんですけれども、④の新設、あんまマッサージ指圧の関係で、先ほど、後でまた受領委任制度の導入についての説明があるという話は伺っておりますが、この中で不適切な申請事例についてという内容は、新設である内容に対し、この不適切な申請事例というのが、どういったことが考えられるのか。まず、この不適切な申請事例についてはどのような事例があるのかという質問が1点。

それから、9ページの中段あたりの無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業のところ、2018年度につきましては洋上救急医療事業という内容になっております。新しく援護事業という表現にした理由を説明していただきたい。

この2点でございます。よろしく申し上げます。

岩村委員長：

ありがとうございます。

では、事務局のほうでお願いいたします。

前島船員保険部次長：

まず、あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費のところにつきまして、不適切な申請事例とはどういったものかというところでございます。これらの療養費につきましては、医療上こういった施術が必要であると医師が同意した場合につきまして、保険制度から療養費としてお支払いをするものでございますけれども、本当に治療上必要なものなのかといったことを我々としては調査をしていくといったところございまして、本来同意が必要なのに同意があるようなものがあれば厳格に対応するというところで、具体的には、厚生局等にこういった不適正な事例があるということを通報していこうということで考えておるところでございます。

それから、9ページの洋上救急医療事業が援護事業に変更になっている点についてでございます。洋上救急医療事業については日本水難救済会で実施をいただいているところございまして、全国健康保険協会が行っている事業といたしましては、洋上救急医療援護事業が本来の正しい表現であるということで、正しい表現に変えさせていただいたところでございます。

岩村委員長：

よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでございますでしょうか。

では、平岡委員どうぞ。

平岡委員：

13ページの喫煙者のところなんですけれども、先ほどの報告の中でパイロット事業的に18人、

今年については実施したということで、あと、具体的な考え方は次回ということですがけれども、引き続き、これについては本格的にある程度目標的な数値があるのかどうなのか。あと1点、船員の心の健康、メンタルヘルスの出前講座というところがあるんですけども、この問題につきましては、最近メンタルヘルスの問題というのは多く取り上げられており大事なことではないかと思えます。これまでどのようなことをやられて、どのぐらいの人数、また今後これについては極めて重要だと思うので、メンタルヘルス、その取り組みについて今後どうしていくのか、その辺のところがあれば教えていただきたい。

岩村委員長：

では、事務局お願いします。

前島船員保険部次長：

喫煙者に対する対策ということで、本年度、このオンライン禁煙プログラムを18名の方に実施していただいているところで、なかなか好調な取り組みをしていただいているというふうに伺っておりますので、来年度は本格実施をしていきたいと考えておるところでございます。

希望される方ができれば全てお受けいただければいいのかなとは思っているところでございますけれども、受け入れていただいている業者の方の範囲もございまして、大体100名程度ぐらいまでは受けていただけるような体制がとれるようにというふうには考えているところでございます。

それから、メンタルヘルスの出前講座、健康講座についてでございます。これにつきましては昨年度から実施を始めてきたところでございます。昨年度については船員の安全衛生月間に各大会でこういったメンタル講座を実施させていただいておりますので、回数も多く実施をしてきたところでございますけれども、今年度につきましては、希望する船舶所有者さんからご希望に基づきまして実施をしているといった状況でございます。昨年ほど回数は多くはない状況でございます。

岩村委員長：

よろしいでしょうか。

どうぞ、平岡委員。

平岡委員：

希望する船舶所有者さんは少ないんですか。

前島船員保険部次長：

そんなに多くということではなくて、今年度は、ちょっと今、手元に資料がなくて、何回

というのがちょっと申し上げられないんですけども、そんなに多くはないということですね。

岩村委員長：

よろしいでしょうか。

どうぞ、平岡委員。

平岡委員：

この問題は、結構今、船員の中でも特に若い人はその傾向があるように思われますので、できればこの事業については継続して、もう少し積極的に取り組んでいただければと思います。

前島船員保険部次長：

私どもからも積極的にPRをして、お受けいただくような形がとればなと思いますので、努力していきたいと思えます。

なお、船員養成学校の特別講座についてもメンタル的なところもやっております、これは引き続き、今年度も実施をしていって来年度もやるという予定をしておるところでございます。

岩村委員長：

ほかにはいかがでございましょうか。

では、立川委員。

立川委員：

17ページのところに新たな課題としまして内部統制の強化に向けた取組がありますし、⑦にシステム関連の取組という部分もございます。この中で教えていただきたいのは、事故が発生しない仕組みという、この事故というのはどのような事故を想定されているのかということ。

それから、「オンライン資格確認をはじめ」というところでシステム関連の取組みが記載されておりますけれども、これは多分、保険証等の資格確認の問題だと思うんですが、実際に運用が始まるのはいつごろからの予定になるのでしょうか。

あと、それが導入される医療機関はどのくらいになるのかというのを教えていただければと思います。全医療機関に入れば一番いいわけなんですけれども、なかなか全医療機関にすぐというのが行くのか行かないのか。その辺の見込みがありましたら教えていただければと思います。

以上です。

岩村委員長：

では、事務局のほうでお願いします。

前島船員保険部次長：

まず、内部統制の事故等ということで、これは、ありとあらゆるリスクを想定しているということで、こういった表現になっていると認識をしております。

それから、オンライン資格確認についてでございますけれども、平成33年度中に実施予定と聞いておりました、それに向けて今、検討がされているといった状況でございます。

岩村委員長：

よろしいでしょうか。

立川委員どうぞ。

立川委員：

もう少し具体的に、ありとあらゆるリスクというのはどんなリスクがあるのかということと、あと、システム導入は33年ということですが、そのときにどのくらいの医療機関に導入されるのか、何か目安はあるのでしょうか。

岩村委員長：

内部統制のほうはいかがでしょうか。リスクとしてどんなものがあるかというご質問でございますけれども。

高橋理事：

大きい話をすれば業務上横領とか、そういう話になるんですけれども、健保部門、船保部門を合わせて見ますと、一般的によく起きるのは、どうしても事務的なミスです。システム化を進めれば人為的なミスはかなり減ってきますけれども、どうやっても、両部門とも、加入者との方々の接点というのは、どうしても紙になるんですね。そうすると、オフィスの中で紙が残らざるを得ないということで、やっぱり見ていると、普通の民間会社のように申し込みから全部インターネットですなんて、そういう世界に比べれば、どうしても紙を中心とした人為ミスが起きやすいので、そこをどうやって減らしていくかということは割と大きなテーマにはなると思います。

それから、オンライン資格確認について付け加えますと、現在国で全体の作業を進めておられます。これが実現すれば、例えば患者さんが病院にいらっしやって保険証を渡したら、現にこの方はこの保険証の保険者に本当に加入しているのかということが、リアルタイムですぐわかるわけですが、それは一定の設備の用意が要りますので、そこをで

きるだけ普及させていくというのが国の目標になっておりますけれども、今のところ数字として医療機関の参加率というのは、まだちょっと見てはおりません。かなりやるのではないのかなと私どもは期待をいたしております。

以上でございます。

岩村委員長：

よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでございますでしょうか。

では、田中委員どうぞ。

田中委員：

新設の項目について質問ですね。意見というよりは。

9ページの的確な財政運営。これは、素直に読んで、的確な財政運営という新しいタイトルで書かれていて、1つ目のポツで当たり前のことが書いてあります。「中長期的な視点から、健全な財政運営に努める」。ここはいいんですけれども、その次ですね。「中長期的には楽観視できない船員保険財政等について、加入者や船舶所有者に対して情報発信を行う」という。これがどういう意味ですかと言えば、書いてあるとおりなんでしょけれども、そうすると、去年までなくて新年度に新しく新設する項目として、的を得た確かな財政運営ということで、楽観視できないんですよということを情報発信するというのは、ちょっと意味が余りぴんとこないなと思いましたので、書かれた意図のご説明をいただきたいのと、「中長期的な視点から、健全な財政運営に努める」という1行目がもし重要であれば、健全な財政運営というタイトルで、単年度ではなくて中長期的な視点から健全な財政運営に努めるとの記載だけでいいのではないだろうかということも、あわせて意見として申し上げたいと思います。

岩村委員長：

では、事務局のほうで答えをお願いします。

前島船員保険部次長：

的確な財政運営のところ「中長期的には楽観視できない」と書かせていただいた趣旨といたしましては、近年の船員保険の疾病部門の財政状況については比較的安定的に運営がされておまして、来年度の先ほどの見通しにおいても黒字を見込んでいる状況でございます。しかしながら、今後、高齢化ですとか医療の高度化などによって医療費はますます増加をすることが見込まれておまして、前回の協議会で、機械的な試算ではありますけれども、将来の見通しや試算を出させていただいたところでございますが、だんだん黒字幅が減少して、いずれ赤字に転落するような可能性もあるといったところで、この「楽観

視できない」という表現をさせていただいたところでございます。

ご意見もいただきましたので、文言の修正につきましては、また検討させていただければと思います。

岩村委員長：

田中委員いかがでしょうか。

田中委員：

今、説明を聞けば、そういうのもわからないでもないんですが、文章だけ見ると、新しく去年までなかった項目が「楽観視できない」と書いているので、それは中長期的には厳しいのかなという読み方を、やっぱりすると思うんですね。

今、船員職業を目指す若者たちを一生懸命啓蒙活動していて、一番最終的なハードルは、親御さんが快くその職業につかせてくれないと、なかなか海の上には子どもを送り出してくれないわけです。将来楽観視できない職業にひとりっ子、ふたりっ子をなかなか送り出してくれないので、健全な財政運営は当然必要ですし、そのように取り組んでいく必要があると思いますし、それから、財政運営ができるようなボリューム、船員の総数が必要でしょうし、医療費の話を、そこまで大きな話をする気はないですけども、それは船員保険に限らず、国民皆保険というか、保険制度そのもの全般の問題だと思うので、殊さら船員保険の財政が楽観視できないんだということを、今年度新たにここに書き加えることは、よほど悪い状況が予測されるのであれば注意喚起の必要はあると思うんですが、そこまで余り心配しても、私はもう完全に下げどまっていると見ていますし、もちろん団塊の世代の人が今、徐々にリタイアをしてきていますので、微減というのはちょっと続くかもしれませんが、ほぼ横ばいでありますので、いろんな活動をしていく中で、海上の輸送とか、それから、かなり漁業の世界も近代化されてきて、なかなかまだ女性はそんなに多くないですけども、非常に若い子たちも飛び込んでくるような、近代的な漁労というか、そういうことも開発をされてきているので、もう少しやわらかいというか、余り言葉が憶測を呼ばないような記述をしていただけるとありがたいなと思います。

以上です。

岩村委員長：

ありがとうございました。

では、井原理事どうぞ。

井原理事：

その点につきまして、私どもは、船員保険制度をステークホルダーの加入者の方と船舶所有者の方にご理解をいただかないと制度運営として成り立たないという面がございますの

で、そういう意味では情報発信を行うにあたっての視点は私ども事務局としては非常に重要な点だと思っております。ただ、委員おっしゃいますように、楽観視できないとかという、受けとった側がどういうふうに感じるかという点も注意しながら情報を発信する必要があると思っております。

岩村委員長：

よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局におかれましては、きょうの出たご質問、あるいはご意見も踏まえまして、2019年度の事業計画及び予算の案を作成していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次に、議題3に移りたいと思っております。議題3は今後の保険料負担軽減措置についてでございます。

まず事務局から説明をいただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議題3．今後の保険料負担軽減措置について

前島船員保険部次長：

それでは、被保険者の負担軽減措置についてということで、資料3-1、3-2をご用意させていただいております。

これまで議論をいただきまして、今後、取りまとめに向けまして事務局の素案ということで、資料3-1を御用意させていただいておりますので、こちらを私のほうで読み上げさせていただきたいと思っております。

本協議会においては、昨年7月から〇回にわたり、今後の収支見通しや被保険者の負担軽減措置に係る準備金の残高見込み等を踏まえ、今後の当該負担軽減措置のあり方について議論を行ってきた。当協議会における当該負担軽減措置の今後のあり方について、以下のとおり整理する。

○ 被保険者保険料負担軽減措置については、船員保険制度の見直しについて議論された船員保険事業運営懇談会において船員保険関係者により合意が図られた措置であり、『報告書（船員保険制度の見直しについて）船員保険事業運営懇談会 平成18年12月21日』に次のように記載されている。

〈積立金及び資産〉

○ 船員保険制度が保有している職務上年金部門以外の積立金（職務外疾病部門及び職務上疾病部門約170億円、失業部門約230億円、福祉・業務取扱部門約70億円。平成21年度末時点の見込み。）については、一部を今後の新船員保険の運営及び公法人化に係る費用等に充てる必要がある。

その上で、積立金差額を圧縮し、償却のための船舶所有者の保険料率を軽減するため、職務上年金部門以外の積立金の船舶所有者の拠出に対応する部分については、積立金差額の圧縮に充てることとすることが求められる。これにより、積立金差額を約1,300億円に縮減することとなる。

また、被保険者の拠出に対応する部分については、被保険者への還元を行う必要があることから、統合前は失業部門に係る被保険者の保険料率の引下げに充てるとともに、統合後は職務外疾病部門に係る被保険者の保険料の引下げに充てるべきである。

※数値は、第6回『船員保険制度の在り方に関する検討会』（平成17年8月26日）の資料による（被保険者数は、平成27年度に3万人で下げ止まるものと仮定して計算。）。

○ このように船員保険制度の見直しに当たって、船員保険の積立金の整理が行われた際に、被保険者の拠出に対応する積立金を活用して当該負担軽減措置を行うことが合意されたものである。

○ 全国健康保険協会が船員保険を運営することとなった平成22年1月分から24年2月分までは0.15%、24年3月分から25年2月分までは0.35%、25年3月分から現在に至るまで0.50%を保険料率から控除する負担軽減措置を実施してきた。

○ 負担軽減措置を開始した当初の当該措置に係る準備金は約200億円であったが、このまま0.50%の控除を続けた場合には、2025年度中には当該準備基金が枯渇する見通しとなっている。財源となる準備金が枯渇した場合には負担軽減措置は終了し、被保険者の負担保険料率は本来の保険料率の二分の一となる。

○ 被保険者負担を急激に増加させることは望ましくなく、徐々に控除する率を低減しソフトランディングさせることが必要であるとの考えから、2022年度から0.1%ずつ控除率を引下げていく。

○ 2022年度以降、控除率の引下げにより被保険者の負担が増加することについて、被保険者及び船舶所有者が混乱を来さないよう周知・広報を徹底していく。

○ なお、疾病部門の今後の保険料率については、船員保険法に従い当協議会で議論することとなるが、高齢者医療制度への拠出を含めた医療費の増加の見通し、被保険者数や賃金の動向等を踏まえ、中長期的に安定的な財政運営を行う観点から検討を行うものとする。

以上でございます。

岩村委員長：

ありがとうございました。

今、今後の被保険者保険料負担軽減措置のあり方についての事務局の素案を説明いただいたところでありますけれども、これにつきまして何かご意見あるいはご質問がありましたら、お願いをしたいと思います。

では、立川委員どうぞ。

立川委員：

これは昨年の7月から検討している0.5%の件の話だと思うんですが、1つ素案として出てきまして、これをベースに次回ないしで結論を得る方向になるんでしょうか。手続ないしは日程的なものを確認させていただければと思います。

岩村委員長：

では、事務局のほうの一応のお考えをご説明いただきたいと思います。

前島船員保険部次長：

前回、スケジュールをご提示させていただいたところでございますけれども、今回この素案によりましてご議論いただきまして、できましたら3月の、次回の協議会で取りまとめができればというふうに事務局としては考えているところでございます。

岩村委員長：

ありがとうございます。

ですので、今、2018年度ですから、2018年度末に決めて、19、20、21はそのままで行って、22から0.1%ずつ下げていくというのが、一応事務局のほうできょうお考えいただいているスケジュール案であるということかと思えます。

立川委員：

22年度から0.1%ずつ控除率を引き下げていくということで、控除率は0.5ですから、5年間かけてという理解でしょうかというのが1つ目。

たしか前回では、これを6年間というふうな資料が出ていたかと思うんですが、その辺の絡みをちょっと……。私の記憶違いであればあれですけども、お願いしたいと思いますが。

岩村委員長：

事務局お願いします。

前島船員保険部次長：

前回お示しさせていただいた試算によりますと、確かに6年間に使って軽減した控除率を引き下げていくことになっておりましたけれども、基本的には0.1%ずつ、その後、5年間をやって、最後の年はその端数の準備金が残りますので、最後の準備金を使って引き下げを行うというところでございます。

岩村委員長：

つまり、端数がきれいに消えていかずに最後に若干残るので、その最後を使って、6年目のところで目的の率に到達するということですね。

田中委員どうぞ。

田中委員：

確認のために発言をしますけれども、本件についての事務局説明の内容に違和感はないということを初めに申し上げます。その上で要は、このソフトランディングをする仕方の幅とか期間の話であると思うんですけれども、裏表でつらつら文章で書かれると、前回の議論を踏まえてどうなっているのかなという疑問がわいてきます。きょう決めるべきことは何を決めて、次回には最終案を決めるんでしょうけれども、きょうは一体何を議論したらいいのかを、改めて簡単に説明いただけるとありがたいです。

前島船員保険部次長：

この協議会として保険料負担軽減措置を最終的にどうしていくのかという基本的な方向を、このペーパーにまとめたつもりでございまして、このペーパーについて書いている内容が足りないとか、だめだとか、修正だとか、そういった議論を今想定しておったところでございますけれども、それによって次回合意をいただいて、協議会としてこの方向でまとめたいということでございます。

岩村委員長：

もし可能であれば、前回お示ししていただいた資料をこの冊子の中からご紹介いただいて、それと比較対照して、きょうも提出いただいた資料がきちっとマッチしているかどうかということについて、まずご説明をいただいたほうがよろしいかと思しますので、すみません、事務局のほうでそれをお願いいたします。

前島船員保険部次長：

このファイルの中の第41回のところの資料2-1という資料をご覧いただければ、これまでの議論の整理ということでしてきたところでございます。これまで議論をいただきましてさまざまな試算をお見せした結果、どのぐらいの期間をかけてどの程度の軽減率を引き下げていくのかというご議論をいただいたところでありまして、ご意見としてはソフトランディングが望ましいということで、0.1%ずつやってみると、2022年から約6年間かけてその準備金を全てなくしていく、こういう試算に基づいてご議論をいただいたところでございます。

岩村委員長：

今見ていただいている表で言うと、下の「緩やかに控除率を引き下げるケース」の真ん中のⅡが、きょうお出しいただいた案ということで理解してよろしいのでしょうか。それではないのかな。

前島船員保険部次長：

はい。これに基づいて今回のペーパーをまとめさせていただいております。

岩村委員長：

そういうことですよ。

前島船員保険部次長：

2022年度から始まって、2027年度のところで5.50に到達するという案です。

岩村委員長：

0.1%ずつ下げていって、最後、2025年のところが4.95に到達し、先ほど事務局から説明があったように端数が出るので、次の2026年度は4.96というふうにし、そして、最終的に6年度目のところで5.50の保険料率に到達というスケジュールだと私は理解しております。

では、田中委員どうぞ。

田中委員：

そうしますと、前回の議論を踏まえて、きょう出されているペーパーの中で言うと、2ページ目の下から2つの丸ですね。2022年度以降の話として、被保険者と船舶所有者に周知・広報を徹底しますよということと、健全な財政運営にあわせて努めますよということの確認を、きょうこの場でしたいという事務局提案だというふうに理解しますけれども、それであれば別に異論はないです。そういうことも含めて、次回、最終的に総合的に確認をするということであれば、私の意見としては事務局の説明に異論はございません。

岩村委員長：

ありがとうございます。

先ほど事務局からも説明がありましたように、きょう具体的に素案という形でお出ししたのが初めてなので、まずは皆様のご意見を伺った上で、もし必要な修正があれば、それをもう一度した上で次回ご提案を申し上げるということで、特にそうでなければ次回に最終的に確認をしていただくという段取りとして、私と事務局でご相談した上で、きょう提示させていただいたということでございます。

立川委員どうぞ。

立川委員：

数字の確認なんです、委員長から確認していただきましたⅡの0.1%ずつ低減で行くところなんですけれども、25年から26年にかけては0.01で非常に少ないんですけれども、この辺は何かあるんでしょうか。その後、0.09という数字なんです。

岩村委員長：

では、事務局のほうでお願いします。

前島船員保険部次長：

この軽減措置のための準備金の残高が、もう2025年度で3億円しかないということでございまして、0.01の変化ということになっております。

岩村委員長：

先ほどお話がありましたように、0.1ずつ削って行って、それに応じて額が減っていくんですが、最後のところで端数が出るので、そのところは0.01で最後処理をするという段取りであるということですね。

立川委員：

最後の年は0.09なんです。その前の年が0.01というのは何かあるんですかという。

岩村委員長：

そこは事務局いかがですか。

立川委員：

最後の微調整であれば、一番最後が一番本当の微調整ではないかなと思うんですが、最後が主体的な数字に近いもので、教えて頂ければと思います。

岩村委員長：

恐らくこれは私のイメージですけれども、0.1ずつ削っていくという形をとったときに、最後のところでどんどん行ってしまう可能性があるんですが、他方で、それを避けようとする、もう少し率を大きく削って行ってということに恐らくならないか。だから、そのどちらがいいのかという、その選択の問題かなというようには思います。

事務局、それでよろしいのかな。

前島船員保険部次長：

最後のところは、あくまで準備金残高の端数整理の関係で、こういう料率の設定をさせていただいているといったところでございますので、これでいかがかというところでございます。

岩村委員長：

もちろん最後の26年度のところをもう少し、0.01ではなく、もっと上に上げようという考え方も、もしかするとあるかもしれませんが、ただ、そうすると、もう準備金はないので。ほかの財源を持ってこない限りは、その原資が出てこないということになるということですね。

前島船員保険部次長：

それか、1年間通しての軽減率ということではなくて、年度途中での例えば変更といった措置をとらなければ、この準備金がうまくゼロにならないということで、1年間軽減措置で考えると、こういった率で設定せざるを得ないということで、ご提案をさせていただいているところでございます。

岩村委員長：

休憩いたします。

(休憩)

岩村委員長：

再開いたします。

今、組合側がおっしゃっていることも理解できなくはないので、0.1ずつ下げていって、ただ、最後が、今の事務局のきょうの素案の説明だと、ぼんと大幅に率がほかと比べて上がるということもあり、そこはもう少しならかな形のできるかということを経理のほうで次回までに検討して、ご提案をいただくことにしてはいかがかと思います。基本線については、先ほど田中委員からもお話がありましたように、大体ご了承いただいているというふうに思いますので、最後の5.05に持っていくところについて少し事務局で検討をしていただいて、次回、修正の案があればお出しいただく。次回改めてご議論いただくという段取りでいかがかと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩村委員長：

ありがとうございます。

あと、ほかの点、何かございますでしょうか。この件についてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今申し上げたような方向で、次回、事務局で改めてご検討いただいた案をご提出いただいて、またこの場でご議論を頂戴したいと思います。ありがとうございます。

次の議題に入りたいと思います。4として、その他ということですので、事務局から説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議題4. その他

前島船員保険部次長：

その他ということで報告事項が2点ほどございます。

まず、資料4-1で、先ほど事業計画にもありました、あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費にかかる受領委任制度導入についてという資料でございます。これらの療養費につきましては、医師の同意のもとに施術が必要だというふうに判断された場合には療養費が支給をされることになっております。基本的には療養費については被保険者の方への償還払いが原則でございますけれども、これらの療養費につきましては、いわゆる施術者が被保険者のかわりに我々に請求する代理受領の方式により、これまでも給付を行ってきたといった実態があったところでございます。

これらの療養費の支給方法につきまして、厚生労働省に設置された専門委員会で不正対策等を含めた検討が行われた結果、本年1月から、この受領委任制度が導入されることとなったところでございます。行政が施術者の登録を行いまして、その登録された施術者のみが保険給付分を加入者にかわって保険者に請求することができるということを制度化したものでございまして、同時に、行政が登録された施術者に対して指導監督を行うことができるということでございます。

この受領委任制度を導入するかどうかにつきましては各保険者の判断によるとされておりますけれども、協会といたしましては、記載の①から③の点から導入することといたしましたので、ご報告をさせていただくところでございます。

次に、資料4-2でございまして、平成30年7月豪雨に係る対応についてということで、これも報告事項でございます。

この豪雨によりまして住宅の全半壊等の被害を受けられた被保険者の方々に対しまして、医療機関等の受診した場合の一部負担金の免除措置を昨年10月31日まで行うことにしておりましたが、被災状況等を鑑みまして本年2月28日まで延長させていただくということで運営しておりますので、ご報告をさせていただきます。なお、本年1月以降、一部負担金の免除を受けるためには免除証明書が必要となっておりますけれども、こ

の免除証明書につきましては、昨年12月中に加入対象となる方々に船員保険部から発送させていただきますので、それもあわせてご報告をさせていただきます。

なお、下の段の疾病任意継続被保険者の保険料の納付猶予につきましては30年10月10日で、対応については終了させていただいているところでございます。

以上でございます。

岩村委員長：

ありがとうございました。

それでは、今ご説明いただきました2件につきまして何かご意見あるいはご質問がありましたら、お願いをしたいと思います。

柔道整復師などについてはよろしいでしょうか。受領委任払いの点については。先ほどちょっとご質問がありましたので。よろしゅうございませうか。ありがとうございます。

それでは、何かこの際ということで、もし委員の皆様方からあればでございますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日予定していた議題は以上になります。

なお、議題とは別に厚生労働省から報告事項があるということでございますので、まず厚生労働省から説明をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

樽見保険局長：

保険局長の樽見でございます。皆様方には日ごろから船員保険制度の運営に当たりましてご理解とご協力を賜りまして、この際厚く御礼を申し上げます。

きょうは、特に一言ご挨拶申し上げ、ご説明申し上げたくてお時間を頂戴いたしました。毎月勤労統計調査の件でございます。

毎月勤労統計調査につきましては、政策立案や学術研究等の基盤として常に正確性が求められる政府統計におきまして、全数調査すべきところを抽出調査し、しかも抽出調査したものを復元しないという扱いが平成16年から行われておりました。まことに遺憾でございます。国民の皆さんはもとよりですけれども、船員の方、船舶所有者の方、皆様にご迷惑をおかけしていることを深くおわび申し上げます。

今回の事案によりまして統計上の給与額が低めになっているところがございますので、職務上の障害年金や遺族年金などの船員保険制度における給付額が本来よりも少なくなっている方がおられます。このため、今後できる限り速やかに必要な準備を経て、順次追加給付を開始してまいりたいと考えておりました。全国健康保険協会には特段のご協力をいただくこととなります。この点も含めまして改めて皆様方におわびを申し上げますとともに、よろしくご理解をお願い申し上げます次第でございます。

厚生労働省といたしましては、この船員保険等の追加給付をしっかりと行うとともに、再

発防止策を早期に取りまとめ、二度とこうした事態が発生することがないように、しっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

本事案の詳細につきまして、この後、担当課長からご説明をさせていただきます。

安藤保険課長：

保険課長でございます。私から事案につきまして簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の毎月勤労統計に係るこの事案の概要についてでございます。今、局長からもお話がございましたように、大きく2つの点で、特に給付との関係で事案として課題があるというものでございます。1つ目は、500人以上規模の事業所につきまして、これまで公表資料等では全数調査としていたところでございますけれども、実際においては、東京都になりますけれども、抽出調査となっていたというのが、平成16年から現在までに至るまでそのような調査となっていたというのが1点目でございます。

それから、2点目でございますけれども、これは平成16年から平成29年までの間でございますけれども、賃金の全国データを作成する際に、東京都の抽出結果の結果について、いわゆる復元を行うことなく全数調査の結果として取り扱っていたと。一般的に抽出調査を行った際には、母集団の調査結果として取り扱うために復元という統計処理を行うことが求められるわけでございますけれども、そういった処理を行うことなく、全数調査の結果として16年から29年の間、取り扱っていたという、大きく2つの課題、問題があるというものでございます。

この結果といたしまして、先ほど局長から申し上げましたように、平成16年以降、統計上の賃金額が低めになり、さらに、この毎月勤労統計の平均給与額の変動を基礎として、給付額ですとか、あるいは給付率を算定している雇用保険、労災保険、船員保険の各制度において給付額が少なくなるという傾向が出たところでございます。

これにつきまして、今般の事案の影響というものを是正するために、統計上の対応といたしましては、2つの新しい数値を整理の上、11日に公表させていただいているところでございます。

まず、1つ目でございますが、この毎月勤労統計の必要なデータが存在する期間、具体的には平成24年以降につきましては、改めてそのデータを活用して集計し直して、再集計値という形で公表をさせていただいているというのが1つ目でございます。この毎月勤労統計のデータが存在しない期間というのが、16年から23年はこのデータが存在していない期間としてございましたので、この間、先ほど申し上げましたように、いわゆる給付額が少なくなっている、過小給付になっているところについて追加給付を行う必要があり、それを行うために毎月勤労統計を基礎として一定の過程を置いて厚生労働省で加工して、給付のための推計値を整理した上で、同じく11日に公表するというような、統計的な対応をまずは行ったところでございます。

こうした統計的な対応を前提といたしまして、給付に対する対応をしていこうと考えているところでございます。

まず、給付に対する基本的な考え方でございますが、もとより国民の皆様にも不利益が生じることがないように、過小になってございます16年以降の追加給付が必要となる時期にさかのぼって対応するというのを基本的な考え方としているところでございます。

具体的な給付の考え方、追加給付の考え方でございますが、まず、対象者の特定や給付額の確定作業をできるだけ速やかに進めていきたい。その上で順次追加給付を、これも速やかに開始していきたいと考えてございます。今回、給付額の確定作業を行った結果、再計算した結果、追加給付が必要になってくる方と、それから、本来額よりも多くなっていく、いわゆる過払いが生ずる方が生ずる可能性があるわけでございますけれども、この中で追加給付が必要な方につきましては、16年以降、追加給付が必要となる時期にさかのぼって追加給付を実施するというところで考えてございます。

他方、いわゆる過払いになってしまう方については、今回はまさに毎勤統計において再計算等を行うことによる不利益ということでございますので、国民の方々に転嫁することは適当ではないのではないかという考え方に基づいて、返還は求めないということで基本的に考えていきたいと思っております。

次に、今般の、この毎勤統計の変更が行われることによって追加給付の対象となる可能性がある方についてでございます。まず、船員保険制度につきましては、この毎勤統計との関係でございますけれども、ご案内のとおり、職務上災害に係る障害年金ですとか遺族年金等の給付額、これにつきまして、個々の被災者の被災時における標準報酬月額に基づき算定されておりますけれども、保障効果が目減りするのを防ぐために、労災保険で使っておりますスライド率を掛け合わせることで給付額の算定を行っているところでございます。

スライド率の算定につきましては被災年度と給付を受ける前年度の平均給与額の変化率から算定がされてございまして、スライド率は給付を受ける年度の8月から適用される形になっております。被災年度の平均給与額と、実際に給付を受けられる前年度の平均給与額が毎勤統計を使っているわけでございますけれども、こちらの変化率を使ってスライド率を出した上で、支給を受ける年度の8月からスライド率を適用しており、標準報酬額に掛け合わせる形で給付額を出しているという形で行われているところでございます。

したがって、今般、先ほど申しましたように、平成16年1月以降の毎勤統計のデータ、この平均給与額でございますけれども、こちらが変わることになります。一番古い時点でのスライド率で申し上げますと、16年8月以降分からのスライド率に影響が及ぶことになってまいります。こちらの16年8月以降のスライド率にかかわる方が、今回、これはスライド率の実際の計算結果にもよるところでございますけれども、実際、給付額に影響がある方になってくるということでございます。

毎月勤労統計の再集計値を用いたスライド率の再計算結果によって、16年8月以降に船

員保険制度の職務上災害に係る障害年金や遺族年金などを受給されていた方のうち、必要な方について追加給付が生じますので、それについて追加給付を今後行っていくということで考えているところでございます。

その規模でございますけれども、これは実際にスライド率を計算してみないと、はっきり確定的なことについてはわからないところでございますけれども、こちらで推計したところでございますと、主として障害年金や遺族年金を受給されている方、16年8月以降受給されている方に影響が出るのではないかと考えてございまして、大体1人当たりの追加給付額で、ざっくりとした推計値で申し上げますと、平均約15万円程度の追加給付額が発生するのではないかとというふうに推計をさせていただいているところでございます。

今後の進め方でございますが、まずもって、このスライド率の再計算、これは労災のスライド率を先ほど申し上げましたように使っておりますので、そちらのほうでのスライド率を早急につくりまして、その上で個々の受給者の方々の給付額の再計算を行いたいと思っております。その上で、ここから既に、まだ現時点においても受給されている方と、既に失権されている方と、実際に給付の流れは変わってくるわけでございますけれども、追加給付が必要な方の特定を可及的速やかに行った上で、できる限り速やかに追加給付を行っていきたいと考えているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、今般の事案についての概要についてご説明させていただきました。先ほど局長からも申し上げましたように、本当にこの今回の件につきましては、国民の皆様あるいは船舶所有者の皆様、船員の方々に多大なるご迷惑をかけまして、心からおわび申し上げたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

岩村委員長：

ありがとうございました。

ただいまの厚生労働省からのご説明につきまして、ご質問あるいはご意見ございますでしょうか。

では、田中委員どうぞ。

田中委員：

お話ししたいことはいっぱいあるわけですがけれども、連日ニュース報道をされて大変心配をしております。

今、資料の説明ということで簡単に説明いただいたんですけれども、船員保険に関しても例外なく相当な影響があるということで、この話は船員保険だけの話ではないですけれども、極めて遺憾でございます。ですので、今、状況と対応についてご説明いただきましたけれども、事実関係の明確化、その上で、具体的にどのような対応がなされるのか、それから、その先には再発防止策を徹底してとっていただきたいということを強くお願いし

ておきたいと思います。

それから、船員保険の制度、船員保険が全国健康保険協会へ移管をされたところに、話を少しさかのぼらせていただきますけれども、今回の統計不正問題も含めて船員保険制度全般にかかわる話、これはすなわち保険者の話だけではないわけですから、これについては一体誰が責任を持つんだということですが、これは明らかに厚生労働省だということでこれまでも整理がなされてきました。

最後に開かれたのがちょっといつだったか、私も記憶は正確ではないんですが、船員保険制度全般にかかわる話については、船員保険の保険制度が全国健康保険協会船員保険部に移管をされた後も、船員保険制度に関する懇談会という懇談会を常設して、厚生労働省と保険者、被保険者、公益委員が入ってさまざまな議論をしてきた経緯があります。

きょう、今、説明はありましたけれども、揚げ足をとるわけではないですが、きょうは船員保険協議会の場にありますから、船員保険の運営に関して、いつもオブザーバーで保険局から出ていただいて、厚生労働省に関連する事項について意見を求めたり、質問したり、そういうことをやってきたんですけれども、制度全般の話は、まさしくそれは厚労省そのものでありますから、私は、今回の事案の説明については、この場ではなくて、船員保険制度に関する話でありましたら常設されている『船員保険制度に関する懇談会』をすみやかに開催し、その場において厚生労働省は説明をするべきだというふうに承知をしております。したがって、改めて省内においては懇談会の設置の状況と、それらについての説明、船員保険の制度を超えた違うところの話でありますから、そういった整理をしていただきたいと思います。

ニュース報道が出て、今、きょうこの場で、たまたまではないですが、定例的にこの時期に船員保険協議会が行われる。そこに厚労省保険局も出られるということで、保険局長も出席されて説明をされているというふうに理解をしますけれども、本来、船員保険制度については、全般に関してはこの場ではなくて、違う場が常設をされていて、それらについての説明あるいは意見聴取については、その場をしっかりと利用してというか、その設置については、船員保険制度を制度移管するときに厚労省から説明を十分受けています。きょうこの場で保険局長がいらして、その説明をされているので指摘をしておきたいと思います。本来、船員保険の年金にかかわる部分の話はこの場で完結するような話ではございませんので、今後さまざまな対応、今、説明がありましたけれども、調査の状況の説明、対応の具体策については、ぜひその懇談会の場で、たしか連合の委員も入っていると思いますので、しっかり説明をしていただきたいと思います。

岩村委員長：

ありがとうございました。

ほかにはいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、次回の日程などにつきまして事務局から説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

前島船員保険部次長：

次回の船員保険協議会につきましては、3月11日、月曜日、15時から主婦会館にて開催をいたします。議題につきましては、来年度の事業計画及び予算案の予定でございます。

以上でございます。

岩村委員長：

ありがとうございました。

本日はお忙しい中を大変ありがとうございました。以上をもちまして第42回船員保険協議会を閉会とさせていただきます。（了）